

# 第1回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和5年6月20日（火） 午前10時～

場所：江東区議会（第一委員会室）

## 協議事項

- 1 検討会の設置について (資料1)
- 2 外部有識者について
- 3 (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について (資料2)  
(参考1)
- 4 議員研修について
- 5 その他

## 政治倫理に関する検討会の設置について

(令和5年5月30日 議会運営委員会決定)

### 1 設置の目的

江東区議会における政治倫理の明文化及び議員の倫理意識の向上への取り組み等について協議するため、政治倫理に関する検討会を設置する。

### 2 構成

- (1) 本検討会に、会長及び副会長を置く。
- (2) 会長は議長をもって充て、本検討会を代表する。
- (3) 副会長は副議長をもって充て、会長を補佐する。また、会長に事故あるときは、その職務を行う。さらに、会長及び副会長ともに事故あるときは、会員が協議の上、会長の職務を代理するものを選任する。
- (4) 会員は、各会派幹事長および無所属議員1名とする。

### 3 会議の主宰等

- (1) 会長が会議を招集し、主宰する。
- (2) 会議の傍聴は、江東区議会議員のみとする。
- (3) 会議の議事録を調製し、これを公開することとする。
- (4) 検討状況に応じ、外部有識者（弁護士等）への意見聴取を行うものとする。

### 4 庶務

本検討会に関する庶務は、区議会事務局が行う。

### 5 その他

その他必要な事項は、会長が決定する。

## 江東区議会議員政治倫理条例の制定に向けたスケジュール案

江東区議会議員の政治倫理意識の向上のため、政治倫理に関する基準を規定した条例を制定する。6月から月に1回程度の検討会を実施し、令和5年度内に条例制定を目指すスケジュール案を検討。

## 条例制定スケジュール案

日程	会議	内容
6月	検討会	外部有識者の選定、スケジュールの確認
7月	検討会	条例構成等の検討 ↓ ※必要に応じて 外部有識者より意見聴取
8月	検討会	
9月	検討会	
10月	検討会	
11月	検討会	
11月	検討会	条例素案作成
12月	検討会	↓
1月	検討会	
2月	幹事長会・議運	議員提出条例案の協議
3月	幹事長会・議運	議員提出条例案の決定
	1定	条例の議決

他区の状況(政治倫理条例の制定)

※制定:3区

	制定日	検討機関等		パブコメ 実施	検討期間	
		検討機関等	構成			
1	北区	H11.5.1	平成10年6月に、議長の 諮問機関として「北区議会 政治倫理検討会」を設置。	会派按分による11名の委 員で構成するとして、一人 会派を除く6会派の按分 により委員を選出した。	×	平成10年6月 19日～11月 13日までの5 か月間程度
2	新宿区	H17.6.20	(1)平成16年4月に「新宿 区議会議員政治倫理条例 に関する懇談会」を設置し 検討。懇談会が議長へ「答 申」を提出。 (2)条例案起草委員会を 設置、検討。	(1)学識経験者2名、公募 区民5名、議員7名、事務 局2名の合計16名 (2)議員7名	○	平成14年5月 から平成17年 6月まで3年と 1か月程度
3	墨田区	R4.3.30	議会改革特別委員会内に 設置した同委員会運営協 議会で協議。 一定程度の方向性が見え てきた段階で、特別委員 会で協議し決定。	議会改革特別委員会:各 会派に所属する議員及び 会派に所属していない議 員から選出した計12名 で構成 議会改革特別委員会運 営協議会:委員長及び副 委員長並びに本特別委 員会委員の中から選出 した各会派1人の委員 並びに会派に所属して いない本特別委員会 委員で構成	○	令和元年度か ら令和3年度 までの3年間